

平成27年改正個人情報保護法 の説明

講師 森 亮二

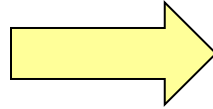
目次

- 個人情報保護法の基本構造
 - ⑤確認・記録義務
- 「個人情報」とは
 - ⑥保有個人データに関する事項公表
- 「個人情報取扱事業者」とは
 - ⑦本人関与
- 義務規定
 - ①利用目的
 - ②適正取得
 - ③安全管理措置
 - ④第三者提供一国内
- 個人情報保護法とプライバシー
- 復習+事前質問

個人情報保護法の基本構造

個人情報保護法はどんな法律？

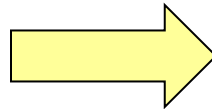
何についての義務か？



＜義務の客体＞

- ①個人情報
- ②個人データ
- ③保有個人データ

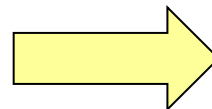
誰が義務を負うのか？



＜義務の主体＞

個人情報取扱事業者

どんな義務か？

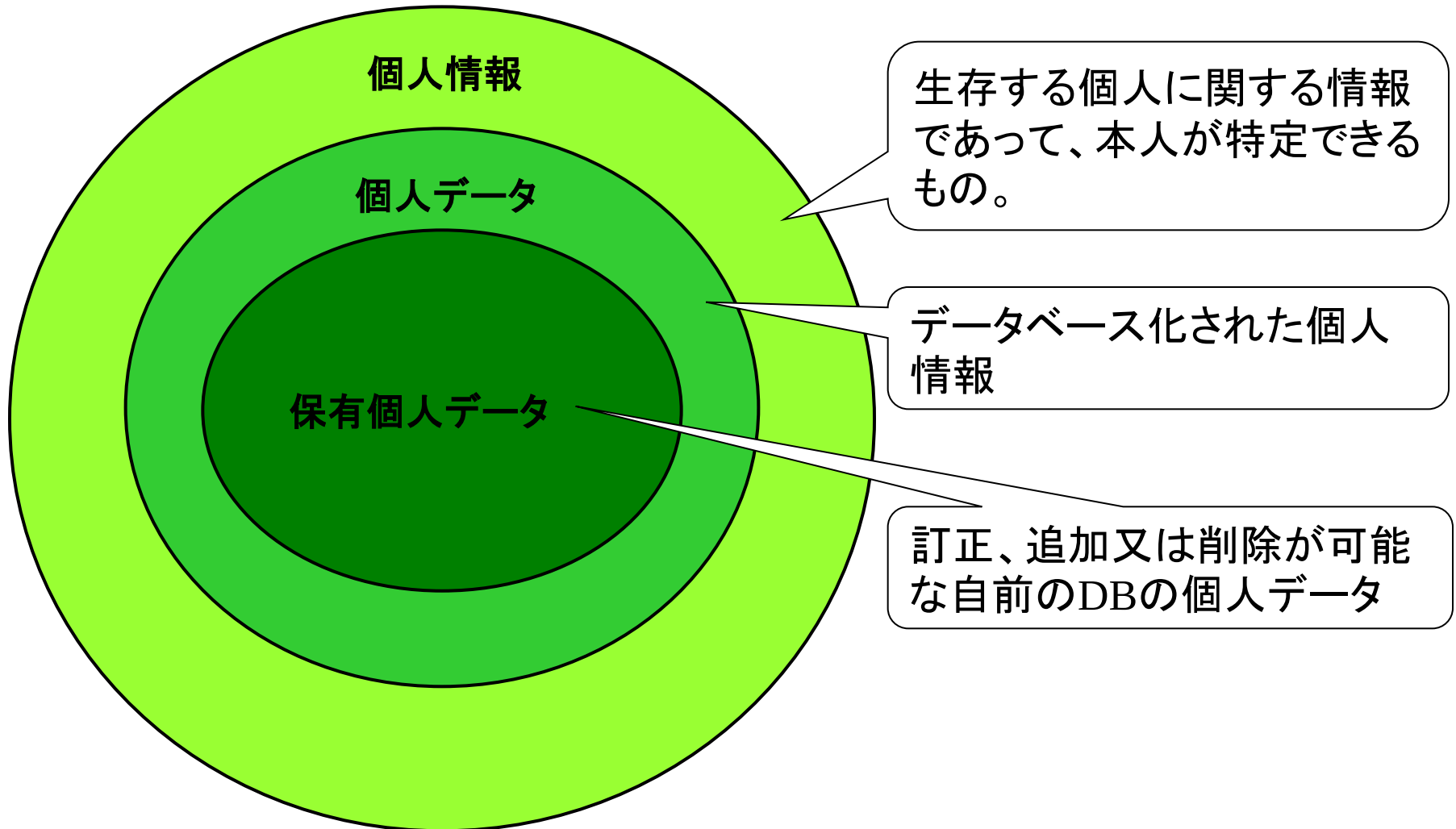


＜義務の内容＞

客体の①②③についてそれぞれ法定。

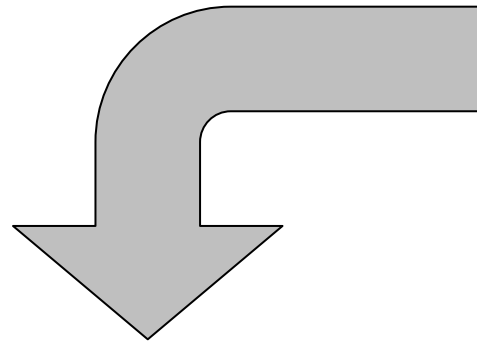
個人情報保護法の基本構造

3種類の個人情報

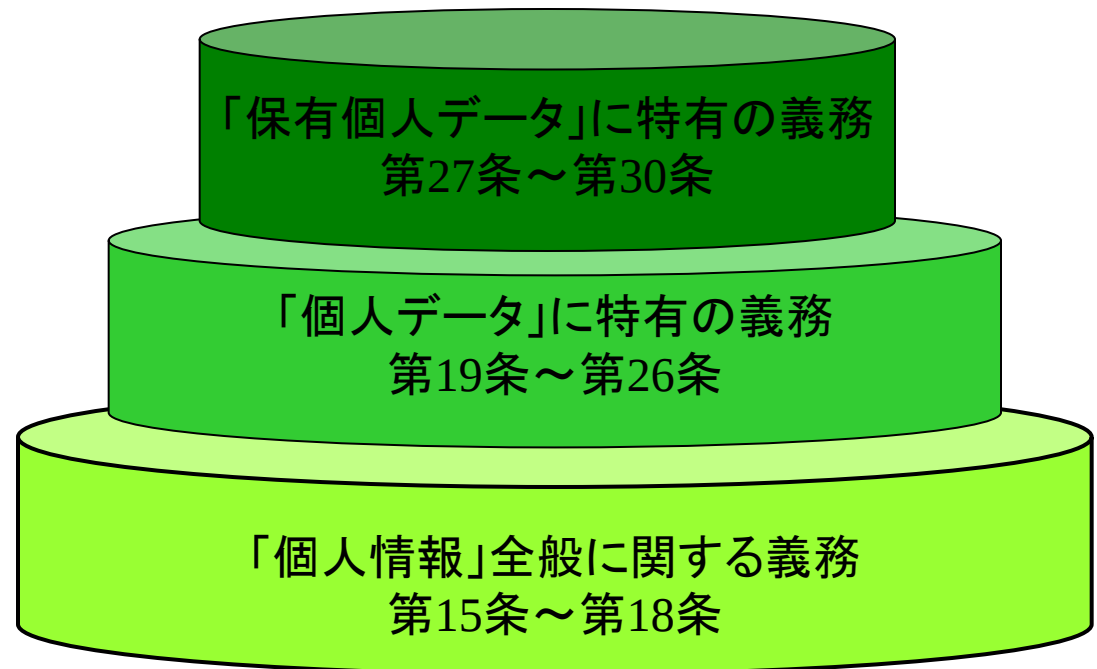


個人情報保護法の基本構造

3種類それぞれについて事業者が義務を負う



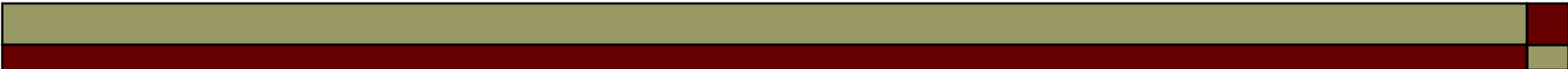
「個人情報取扱事業者」



事業者の義務

赤字はH27改正

義務規定		個人情報	個人データ	保有個人データ	
①利用目的規制	第15条（利用目的の特定）	○	○	○	
	第16条（利用目的による制限）	○	○	○	
	第18条（取得に際しての利用目的の通知等）	○	○	○	
②適正取得	第17条1項（適正な取得）、 同条2項（要配慮個人情報の取得）	○	○	○	↕
	第19条（データ内容の正確性の確保）	×	○	○	
③安全管理措置	第20条（安全管理措置）、第21条（従業員の監督）、第22条（委託先の監督）	×	○	○	
④第三者提供	第23条（第三者提供の制限） 第24条（外国にある第三者への提供）	×	○	○	
⑤確認・記録義務	第25条（提供者の記録義務） 第26条（受領者の確認・記録義務）	×	○	○	
⑥保有個人データの事項公表	第27条（保有個人データに関する事項の公表等）	×	×	○	
⑦本人関与	第28条（開示）、第29条（訂正等）、 第30条（利用停止等）	×	×	○	匿名加工情報
⑧匿名加工情報	第36条（作成等）、第37条（提供）、第38条（識別行為禁止）、第39条（安全管理措置）	×	×	×	



事業者の義務のまとめ

- ここまででもすでに難しいと思います...
- 普段は、個人情報、個人データ、保有個人データの3種類を意識する必要はありません。
- 次のスライドのように全体像を把握しておいてください。

事業者の義務のまとめ

赤字はH27改正

① 利用目的

利用目的を特定して通知公表。目的外利用する場合には同意を得ること。

② 適正取得

- 騙すなどの不適正な手段で個人情報取得しない。
- 要配慮個人情報取得する場合は同意を得ること

③ 安全管理措置

漏えい防止等のセキュリティをしっかりとすること。

④ 第三者提供

- 第三者提供する場合には、原則として同意を得ること(外国の場合に注意)。

⑤ 確認・記録義務

- 第三者提供をするとき(受けるとき)は、記録(確認して記録)を取ること。

⑥ 保有個人データの事項公表

自前のデータベースについて利用目的を公表すること。

⑦ 本人関与

本人の開示請求、訂正の請求、違法に利用される場合の利用停止請求に応じること。

⑧ 匿名加工情報

匿名化して流通させる新たな仕組み

H27法改正の内容

① 個人情報の定義の明確化

② 利活用のための改正

- 匿名加工情報
- 利用目的制限の緩和

③ 保護のための改正

- 要配慮個人情報(機微情報)の規制
- 第三者提供にかかる記録等の義務
- データベース提供罪
- 第三者提供のオプトアウトに対する規制強化
- 本人関与の「請求権」化
- 小規模事業者の適用除外規定を削除
- 不要となった個人データ消去の努力義務

④ 個人情報保護委員会

- 個人情報保護委員会とは
- 認定個人情報保護団体と個人情報保護指針

⑤ グローバル化への対応

- 適用範囲、外国当局への情報提供
- 越境データ移転の規制

「個人情報」とは

「個人情報」とは

生存する個人に関する情報で、特定の個人が識別できるもの

本人が特定できる、だれか分かること。
ただし、その情報自体で特定できなくても他の情報と照合して識別できれば
OK

ABC商事 法務部
甲野乙彦

ABC商事
社員番号 12345

「個人情報」の相対性

生存する個人に関する情報で、特定の個人が識別できるもの

ABC商事
社員番号 12345

- 特定の個人が識別できるかどうかは相対的に判断する。
- ABC商事は、社員番号の名簿を持っているが、他の会社は社員番号だけではだれかわからない。
- この場合、この情報は、ABC商事にとっては個人情報、他の会社にとっては個人情報ではないということになる。

「個人情報」の範囲

①顧客属性データ												
契約者ID	氏名	性別	生年月日	電話番号	勤務先	年収	決済金融機関	住所				
								郵便番号	都道府県	市区町村	町名・丁目・番地	アパート・マンション・ビル
53012602	野村太郎	男性	1987年10月12日	03-222-5555	AA商事	450万円	みずほ	100-0005	東京都	千代田区	丸の内1-6-5	丸ノ内北口ビル
53597201	山田花子	女性	1990年5月23日	090-444-7777	BB保険	270万円	三井住友	116-0002	東京都	荒川区	荒川2-3-6	ハイツ荒川
81567824	佐藤一郎	男性	1968年8月19日	03-123-4567	C区役所	530万円	スルガ	111-1111	東京都	港区	六本木1-2-3	ビバリー六本木

②利用明細データ				
契約者ID	利用日	利用加盟店名	購入商品	支払い金額
↓53012602	2015年10月15日	丸の内店		12,000
53012602	2015年10月16日	荒川店		50,000
53012602	2015年10月17日	六本木店		250,000

- 特定の個人が識別できる場合は、すべての情報が個人情報。

個人識別符号も個人情報

2条1項

【旧法】

- 生存する個人に関する情報であって
- その情報に含まれる氏名等の記述により**特定の個人を識別することができるもの**



【改正法】

- 生存する個人に関する情報であって
- ① その情報に含まれる氏名等の記述(**個人識別符号を除く**)により**特定の個人を識別することができるもの**

または

- ② **個人識別符号により特定の個人を識別することができるもの**※

※新2条1項2号の文言は、「個人識別符号が含まれるもの」だが、新2条2項各号において、個人識別符号は、特定の個人を識別することができるものであることが規定されている。

個人識別符号も個人情報

2条2項

「個人識別符号」とは、次のいずれかの符号のうち、政令で定めるものをいう。

- I 個人の身体の一部の特徴をコンピュータ処理用に変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

指紋認識データ、顔画像データ

II

- ①個人に提供されるサービスの利用or商品の購入に割り当てられ、
②個人に発行されるカードその他の書類に記載・記録された
文字、番号、記号その他の符号であって、一人ひとりが異なるように割り当てられ、記載・記録されることにより、特定の個人を識別することができるもの

旅券番号、免許証番号

個人識別符号とは

タイプⅠ 身体特徴データ型

以下の身体の特徴をコンピュータ処理のために変換した符号

(イ)DNA塩基配列

(ロ)顔

(ハ)虹彩

(ニ)声

(ホ)歩容

(ヘ)手のひら又は手の甲などの静脈の形

(ト)指紋・掌紋

個人識別符号とは

タイプⅡ サービス番号型

商品、サービス、書類などの番号

タイプⅡの個人識別符号
旅券番号
基礎年金番号
免許証番号
住民票コード
個人番号

個人識別符号とは

タイプⅡ サービス番号型

商品、サービス、書類などの番号

タイプⅡの個人識別符号(続き)

書面	符号
国民健康保険証	記号、番号、保険者番号
高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者証	番号、保険者番号
介護保険法の被保険者証	番号、保険者番号
健康保険の被保険者証	記号、番号、保険者番号
健康保険の高齢受給者証	記号、番号、保険者番号
船員保険の被保険者証	記号、番号、保険者番号
船員保険の高齢受給者証	記号、番号、保険者番号

個人識別符号とは

タイプⅡ サービス番号型

商品、サービス、書類などの番号

タイプⅡの個人識別符号(続き)

書面	符号
出入国管理及び難民認定法の旅券(日本国政府の発行したものを除く)	番号
同法の在留カード	番号
私立学校教職員共済制度の加入者証	加入者番号
同制度の加入者被扶養者証	加入者番号
同制度の高齢受給者証	加入者番号
国民健康保険の高齢受給者証	記号、番号、保険者番号
雇用保険の被保険者証	被保険者番号
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の特別永住者証明書	番号

個人識別符号とは

タイプⅡ サービス番号型

商品、サービス、書類などの番号

タイプⅡの個人識別符号(続き)

書面	符号
国家公務員共済組合の組合員証	記号、番号、保険者番号
同組合の 組合員被扶養者証	記号、番号、保険者番号
同組合の 高齢受給者証	記号、番号、保険者番号
同組合の 船員組合員証及び船員組合員被扶養者証	記号、番号、保険者番号
地方公務員等共済組合の組合員証	記号、番号、保険者番号
同組合の 組合員被扶養者証	記号、番号、保険者番号
同組合の 高齢受給者証	記号、番号、保険者番号
同組合の 船員組合員証及び船員組合員被扶養者証	記号、番号、保険者番号

「個人データ」とは

データベース化された個人情報



「個人情報データベース等」

検索可能になっていること。データはもちろん、紙でも50音順の名刺入れなどはこれにあたる。

ただし、カーナビ・電話帳等には適用なし！



- ①不特定・多数への販売目的で発行
- ②不特定・多数が購入できる
- ③他の個人情報の追加なし

「保有個人データ」とは

訂正、追加又は削除が可能な自前のDBの個人データ

たとえば、委託を受けて預かっているような個人データは、保有個人データではない。

「個人情報取扱事業者」とは

「個人情報取扱事業者」とは

個人情報データベース等を業務で使用する民間事業者

検索可能になっていること。データはもちろん、紙でも50音順の名刺入れなどはこれにあたる。

ただし、カーナビ・電話帳等には適用なし！



- ①不特定・多数への販売目的で発行
- ②不特定・多数が購入できる
- ③他の個人情報の追加なし

- 改正前は、小規模事業者は除外されていたが、改正で除外はなくなった・・
- 団体でなくても(個人でも)該当、法人格なくても該当、NPOのように営利性がなくても該当
- **ほぼすべての事業主体が含まれることになる。**

義務規定 ①利用目的

利用目的に関する規制

- 第15条(利用目的の特定)
 - 利用目的をできる限り特定しましょう。

- 第16条(利用目的による制限)
 - 特定した利用目的の範囲を超えて、個人情報を取り扱わないようにしましょう。本人の同意があれば別です。

- 第18条(取得に際しての利用目的の通知等)
 - 【1項】ウェブサイトなどで利用目的を公表しておきましょう。メールで通知でもOKです。
 - 【2項】本人から直接、書面(やウェブのフォーム)で個人情報を取得する場合には、その書面に利用目的を書いておきましょう。

利用目的に関する規制 ー利用目的の特定

➤ 「〇〇 事業における商品の発送、関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために利用いたします。」

➤ 「事業活動に用いるため」



➤ 「マーケティング活動に用いるため」



利用目的に関する規制 ー利用目的の特定

大手EC事業者
「個人情報の取り扱い」

以下の4つの目的で利用します。

1. お客様ごとにカスタマイズされたサービスをご利用頂くため

2. 製品やサービスの内容を、より充実したものにするため

弊社では、本サービスの利用動向を把握するため、収集した個人情報の属性(性別や誕生年月)を分析したり、分析のためのアンケートの対象抽出を行ったりするなどして利用する場合があります。なお、個人を特定するような情報が分析結果に含まれることはありません。個人情報として特定できない形式で第三者に提供することもあります。

3. お客様の本人確認のため

弊社ではお客様の本人確認を行うために、住所、氏名、誕生年月、電話番号などの情報を利用する場合があります。

4. お客様に特別なサービスや新しい製品などの情報を的確にお知らせするため

5. ご請求に対する対応、お客様との連絡等のため

弊社では、会員登録いただいたお客様あるいはお買い物をされたお客様に、今後のお買い物に役立つ商品やサービスに関する最新情報を、随時E-mailにて配信しています。弊社からのメルマガあるいは商品案内E-mail、またはその他のメールによる情報の受け取りをご希望されない場合、または配信される情報を全部または一部停止されたい場合には、「会員サービス」にアクセスし、設定の変更を行ってください。なお、お客様が複数のユーザーIDを登録されている場合は、すべてのユーザーIDからこの手続きをしていただく必要があります。

義務規定 ②適正取得

不適正な手段による取得の禁止

□ 第17条(利用目的の特定)

■ **不正の手段**により、個人情報を取得してはいけません。

- 個人情報を誰が取得するのかor利用目的について、意図的にウソの情報を示して、取得する。
- 提供側が法律に違反していることを知りながら、取得する。
- 不正の手段で個人情報取得されたことを知りながら、その個人情報を取得する。
- 取得の事実を隠してこっそり取得する。

要配慮個人情報

要配慮個人情報とは：

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう(2条3項)。

- 要するに、プライバシー性の高い情報です。
- 原則として本人の同意を得ない取得は禁止。ただし例外あり(17条2項)
- オプトアウトによる第三者提供から除外(23条2項)

第三者提供の制限

23条

個人データ（個人情報をデータベース化した場合、そのデータベースを構成する個人情報）の提供



個人情報
取扱
事業者

本人の同意を得た場合

本人の同意を得なくても提供できる場合

法が定める例外規定に該当する場合 1項

- ①法令に基づく場合
- ②人の生命、身体又は財産の保護に必要で、同意を得ることが困難な場合
- ③公衆衛生・児童の健全育成に特に必要で、本人の同意を得ることが困難な場合
- ④国や地方公共団体又はその委託を受けた者に協力する場合であって、本人の同意を得ることにより事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

オプトアウト 2項

あらかじめ第三者提供することや、本人の求めに応じて提供を停止することなどを通知等している場合

「第三者」に該当しない場合 5項

- ①委託先への提供、②合併等に伴う提供、
- ③グループによる共同利用



第三者

要配慮個人情報の中身

法2条3項

人種	国籍は人種ではない。肌の色は人種を推知させる情報に過ぎないので含まれない。
信条	思想と信仰。宗教に関する書籍の購入は、推知させる情報に過ぎないので含まれない。
社会的身分	個人に固着していて、一生の間、自らの力によっては容易に脱しえないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まれない。
病歴	
犯罪の経歴	前科すなわち有罪判決を受けてこれが確定した事実
犯罪により害を被った事実	
その他政令で定める・・	⇒ 次のスライド

これらの情報を推知させるに過ぎない情報は含まれない

要配慮個人情報の中身

政令 2条		
1号	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。	委員会規則は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等が規定する身体障害、精神障害の名称を引用している。
2号	医師等により行われた健康診断その他の検査の結果	
3号	健康診断等の結果その他の理由により、本人に対して医師等により指導・診療・調剤が行われたこと	健康診断を受診した事実は該当しない。
4号	被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、その他の刑事事件に関する手続が行われたこと	診療を受診した事実、調剤を受けた事実は該当する。
5号	少年法に規定する調査、審判、保護処分その他の手続が行われたこと。	

推知情報とはなにか

委員会QAより

Q

「〇△教に関する本を購入した」という購買履歴の情報や、特定の政党が発行する新聞や機関誌等を購読しているという情報は、要配慮個人情報に該当しますか。

A

当該情報だけでは、それが個人的な信条であるのか、単に情報の収集や教養を目的としたものであるのか判断することが困難であり、「信条」を推知させる情報にすぎないため、当該情報のみでは要配慮個人情報には該当しないと解されます。

要配慮個人情報まとめ

- 本人から直接入力などをしてもらう場合、書類を提出してもらう場合には、同意を得て取得していると考えられます。
- ただし、本人がきちんと理解できていることが必要です。
⇒ 判断能力や知覚障害に注意
- 同意を得なくても取得できるのは、緊急事態の場合、情報が公開されている場合、外見上明らかな場合、などです。
 - 緊急事態：第17条第2項第2号「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」

要配慮個人情報まとめ

委員会QAより

Q

要配慮個人情報を取得する際に、その本人が、同意したことによって生ずる結果について十分な判断能力を有しない障害者であるような場合には、どのように対応すればよいですか。

A

障害者本人に十分な判断能力がなく、成年後見人等の法定代理人が選任されている場合には、法定代理人から同意を得る必要があります。

成年後見人等の法定代理人が選任されていない場合で、例えば、障害福祉サービス事業所が成年後見人等の法定代理人が選任されていない障害者に障害福祉サービスを提供するために、必要な範囲で要配慮個人情報の提供を受けるときは、法第17条第2項第2号「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当すると解されるため、あらかじめ本人の同意を得ることなく、障害者の親族等から要配慮個人情報を取得することができると考えられます。

義務規定 ③安全管理措置

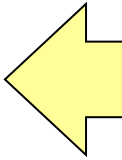
安全管理措置

第20条(安全管理措置)

漏えい等を防止するために、必要な措置を講じるものとします。

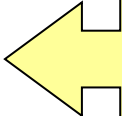
第21条(従業員の監督)

役員・従業員の監督が必要です。

- 
- 内部規程の整備
 - 機密保持誓約書
 - 社内教育
 - 社内監査など

第22条(委託先の監督)

取り扱いを委託する場合には、委託先の監督が必要です。

- 
- 委託契約・機密保持誓約書
 - 選定の基準を策定

安全管理措置

- 取扱事業者自身の安全管理措置について、法律の規定は抽象的で「漏えい、滅失、き損の防止のために必要・適切な措置」としか書かれていない。
- 個人情報保護委員会のガイドラインで若干具体化されている。
 - ① 基本方針の策定：
 - ・法令・ガイドライン遵守などの基本方針を策定する。
 - ② **規律の整備**：
 - ・規程類を整備する。
 - ③ **組織的**安全管理措置
 - ・責任者を定める、・責任者が取り扱い状況を確認できるようにする、・レポートラインを決める、・責任者が監査をする。
 - ④ **人的**安全管理措置
 - ・従業者教育をする。
 - ⑤ **物理的**安全管理措置
 - ・媒体にパスワードや施錠をする、媒体の廃棄の際に情報を消す。
 - ⑥ **技術的**安全管理措置(情報システムを使用する場合)
 - ・アクセス制御、・外部からの不正アクセスの防止、・メール等のパスワード設定

安全管理措置の種類

ガイドライン(通則編)

講じなければならない措置		中小規模事業者における手法の例示
規 律 の 整 備		取扱いの基本ルールを整備する。
組織的安全 管理措置	(1)組織体制の整備	取り扱うことのできる従業者(見ていい人)が複数いる場合、責任者とその他の者を区分する。
	(2)基本ルールに従った運用	基本ルールに従って個人データが取り扱われていることを、責任者が確認する
	(3)個人データの取扱状況を確認する手段の整備	同上
	(4)漏えい等の事案に対応する体制の整備	責任者に対する報告連絡体制等をあらかじめ確認する。
	(5)取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し	責任者が、取扱状況について、定期的に点検を行う

安全管理措置の種類

ガイドライン(通則編)

講じなければならない措置		中小規模事業者における手法の例示
人的安全管理措置	従業員の教育	・従業員に定期的な研修を行う。 ・秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込む。
物理的安全管理措置	(1)個人データを取り扱う区域の管理	取り扱うことのできる従業員(見ていい人)と本人以外が容易に個人データを閲覧等できないような措置を講ずる
	(2)機器及び電子媒体等の盗難等の防止	・機器、電子媒体、書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。 ・機器をセキュリティワイヤー等により固定する。
	(3)電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止	電子媒体、書類等を持ち運ぶ場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐ安全な方策を講ずる。

安全管理措置の種類

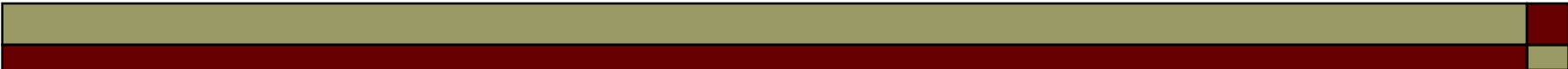
ガイドライン(通則編)

講じなければならない措置		中小規模事業者における手法の例示
物理的安全 管理措置	(4)個人データの削除及び機器、 電子媒体等の廃棄	個人データを削除し、又は、機器、電 子媒体等を廃棄したことを、責任者が 確認する。
技術的安全 管理措置	(1)アクセス制御	取り扱うことのできる機器及び取り扱 うことのできる従業者(見ていい人)を 明確化し、不要なアクセスを防止する。
	(2)アクセス者の識別と認証	機器に標準装備されているユーザー 制御機能(ユーザーアカウント制御) により、個人データのDBにアクセスす る従業者を識別・認証する。

安全管理措置の種類

ガイドライン(通則編)

講じなければならない措置		中小規模事業者における手法の例示
技術的安全管理措置	(3)外部からの不正アクセス等の防止	・機器等のOSを最新の状態に保持する。 ・機器等にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入し、しっかり更新する。
	(4)情報システムの使用に伴う漏えい等の防止	個人データの含まれるファイルをメールで送信する場合に、ファイルパスワードを設定する。



安全管理措置

- 中小規模事業者向けの措置は15項目、例示は17項目
- 例示は、あくまでも例ですが、措置は「講じなければならない」とされています。
- しかし、その多くは当然のもの（OSをアップデートするとかウイルス対策ソフトを入れるとか）
- チェックリストを作って検討してください。

義務規定 ④第三者提供 ー国内ー

第三者提供の制限

23条

個人データ（個人情報をデータベース化した場合、そのデータベースを構成する個人情報）の提供



個人情報
取扱
事業者

本人の同意を得た場合

本人の同意を得なくても提供できる場合

法が定める例外規定に該当する場合 23条 1 項

- ①法令に基づく場合
- ②人の生命、身体又は財産の保護に必要で、同意を得ることが困難な場合
- ③公衆衛生・児童の健全育成に特に必要で、本人の同意を得ることが困難な場合
- ④国や地方公共団体又はその委託を受けた者に協力する場合であって、本人の同意を得ることにより事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

オプトアウト 23条 2 項

あらかじめ第三者提供することや、本人の求めに応じて提供を停止することなどを通知等している場合

「第三者」に該当しない場合 23条 5 項

- ①委託先への提供、②合併等に伴う提供、
- ③グループによる共同利用



第三者

同意不要の場合ー「オプトアウト」

第三者提供の制限

23条

個人データ（個人情報をデータベース化した場合、そのデータベースを構成する個人情報）の提供



本人の同意を得た場合

本人の同意を得なくても提供できる場合

法が定める例外規定に該当する場合 1項

- ①法令に基づく場合
- ②人の生命、身体又は財産の保護に必要で、同意を得ることが困難な場合
- ③公衆衛生・児童の健全育成に特に必要で、本人の同意を得ることが困難な場合
- ④国や地方公共団体又はその委託を受けた者に協力する場合であって、本人の同意を得ることにより事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

オプトアウト 2項

あらかじめ第三者提供することや、本人の求めに応じて提供を停止することなどを通知等している場合

「第三者」に該当しない場合 5項

- ①委託先への提供、②合併等に伴う提供、
- ③グループによる共同利用

個人情報
取扱
事業者

第三者

オプトアウトによる第三者提供

23条2項

- オプトアウト＝「いやなら言ってくればやめます」
- オプトアウトで個人データの第三者提供をしようとする場合には、次の事項を、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない
 - 第三者への提供を利用目的とすること
 - 第三者に提供される個人データの項目
 - 第三者への提供の方法
 - 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
 - 本人の求めを受け付ける方法
- この場合、個人情報保護委員会は、届出の内容を公表。
- **要配慮個人情報**は対象外

同意不要の場合－「委託」

第三者提供の制限

23条

— 個人データ（個人情報をデータベース化した場合、そのデータベースを構成する個人情報）の提供 →

本人の同意を得た場合

本人の同意を得なくても提供できる場合

法が定める例外規定に該当する場合 1項

- ①法令に基づく場合
- ②人の生命、身体又は財産の保護に必要で、同意を得ることが困難な場合
- ③公衆衛生・児童の健全育成に特に必要で、本人の同意を得ることが困難な場合
- ④国や地方公共団体又はその委託を受けた者に協力する場合であって、本人の同意を得ることにより事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

オプトアウト 2項

あらかじめ第三者提供することや、本人の求めに応じて提供を停止することなどを通知等している場合

「第三者」に該当しない場合 5項

- ①委託先への提供、②合併等に伴う提供、
③グループによる共同利用

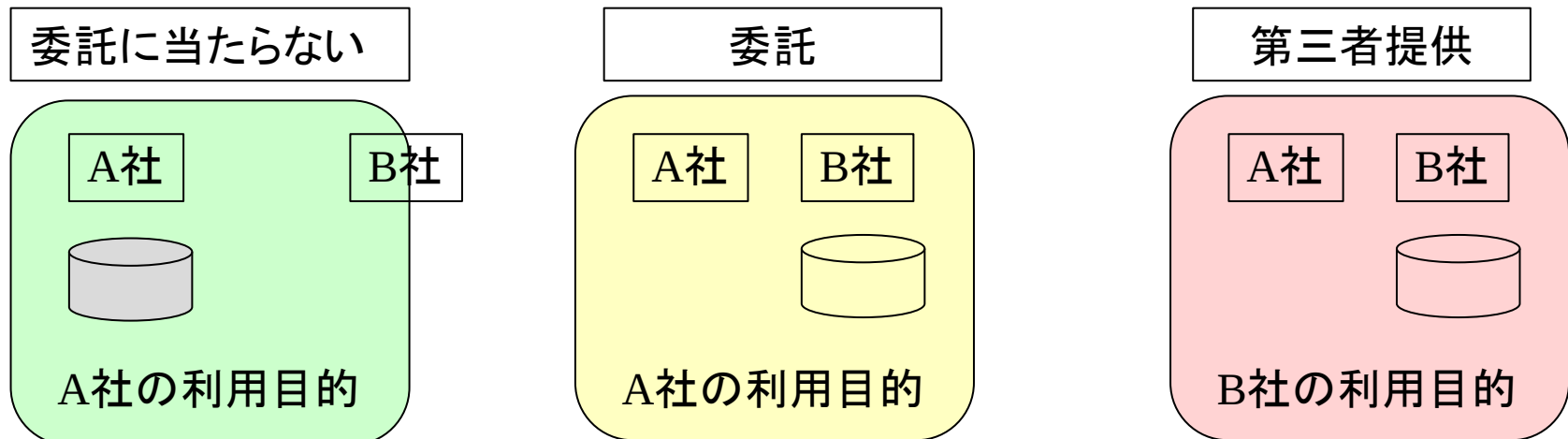
個人情報
取扱
事業者

第三者

委託先への提供

23条5項

- 個人データの取扱いに関する業務を委託することに伴い、当該個人データが提供される場合は、**委託先は、委託元との一体性があることから、「第三者」にはあたらない。**
 - データの打ち込み等、情報処理の委託
 - 挨拶状の印刷
- 委託元は、**委託先に対する監督義務あり。**



同意不要の場合－「共同利用」

第三者提供の制限

23条

— 個人データ（個人情報をデータベース化した場合、そのデータベースを構成する個人情報）の提供 →

本人の同意を得た場合

本人の同意を得なくても提供できる場合

法が定める例外規定に該当する場合 1項

- ①法令に基づく場合
- ②人の生命、身体又は財産の保護に必要で、同意を得ることが困難な場合
- ③公衆衛生・児童の健全育成に特に必要で、本人の同意を得ることが困難な場合
- ④国や地方公共団体又はその委託を受けた者に協力する場合であって、本人の同意を得ることにより事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

オプトアウト 2項

あらかじめ第三者提供することや、本人の求めに応じて提供を停止することなどを通知等している場合

「第三者」に該当しない場合 5項

- ①委託先への提供、②合併等に伴う提供、
③グループによる共同利用

個人情報
取扱
事業者

第三者

共同利用

23条5項

- 一定の関係のあるグループ事業者間で共同利用する場合は、提供先事業者は、提供元との一体性があることから、「第三者」にあたらない。
- 以下の事項を、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く必要あり。
 - ①共同利用をする旨
 - ②共同して利用される個人データの項目
 - ③共同して利用する者の範囲
 - ④利用目的
 - ⑤当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称
- ③について：共同利用の趣旨は、本人から見て、提供元事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性がある範囲（グループ会社であること、特定のキャンペーン事業の一員であること等）で、共同して利用することである。したがって、共同利用者の範囲については、本人がどの事業者まで将来利用されるか判断できる程度に明確にする必要がある。

第三者提供のまとめ

- **そもそも不必要な第三者提供は避けるべきです。**
- 第三者提供する場合には、本人の**同意を取得**しましょう。オプトアウト、委託、共同利用などの例外規定の要件は、やや複雑です。

義務規定 ⑤確認・記録義務

第三者提供にかかる確認・記録義務

- 個人データの第三者提供の場面では、提供者も受領者も、提供の日時、相手方の氏名・名称等の記録を残すことが義務付けられた。
- 名簿屋対策
- 原則として全件記録必要。例外あり(ただし複雑)。
- 提供者は、記録+保存
- 受領者は、確認+記録+保存

確認・記録義務－提供者の義務

個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（中略）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれか（中略）に該当する場合は、この限りでない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

原則3年

提供者の記録事項

<提供者の記録事項>

	提 供 年 月 日	第 三 者 の 氏 名 等	本 人 の 氏 名 等	個 人 デ ー タ の 項 目	本 人 の 同 意
オプトアウトによる 第三者提供	☐	☐	☐	☐	
本人の同意による 第三者提供		☐	☐	☐	☐

確認・記録義務－受領者の義務

個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名
- 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

確認・記録義務－受領者の義務

- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

原則3年

受領者の記録事項

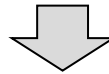
＜受領者の記録事項＞

	提供を受けた年月日	第三者の氏名等	取得の経緯	本人の氏名等	個人データの項目	個人情報保護委員会による公表	本人の同意
オプトアウトによる 第三者提供	○	○	○	○	○	○	
本人の同意による 第三者提供		○	○	○	○		○
私人などからの 第三者提供		○	○	○	○		

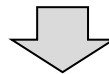
確認・記録義務の緩和ーガイドラインの読み方

ガイドライン(確認記録義務編)

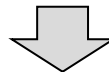
- 名簿屋対策として考案された制度であるが、一般の事業者も対象とするものであるため、当初から、対応の負担を問題にする声が多かった。



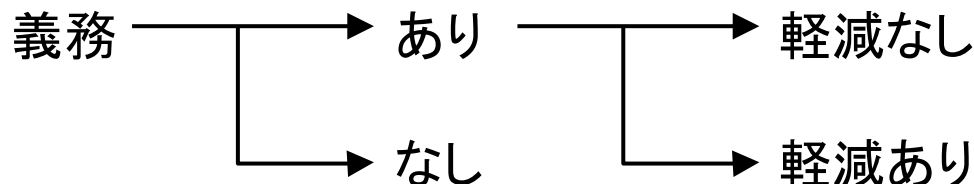
- そのため、法、規則、ガイドラインは、様々な義務の例外を設け、また義務の内容を緩和している。



- しかし、その結果として、複雑な規制になっており、ガイドラインも読みづらい...



- 理解のポイントは、**義務の有無と義務の軽減を分けて**考えること



義務がない場合

【提供者・受領者に義務なし】

本人が提供の事実について認識し同意していることに加えて、どのようなサービスに関する提供か、提供先はどこかということについて、認識・同意している必要がありかつそれで足りる

- 23条1項各号の場合
- 23条5項各号の場合（外国の第三者に提供する第24条の場合は、提供者に記録義務あり）
- 国の機関、地方公共団体等（2条5項）に提供する場合
- 本人による提供（SNS上の公開情報）
- 本人に「代わって提供」（本人からの委託等に基づき提供）
- 本人と一体の関係にある者に提供する場合（家族等）
- 公開情報の提供と取得（当初公開は提供者に義務あり）

【受領者に義務なし】

- 受領者にとって個人データではない場合（ファイルの中の名刺一枚）
- 受領者にとって個人情報ではない場合（提供者が氏名のみ削除）
- 単に閲覧するのみ or 一方的に送り付けられる。

確認・記録義務のまとめ

- 第三者提供をする場合には、記録を残しましょう。
- 第三者提供を受ける場合には、入手経緯などを確認したうえ、記録を残しましょう。
- 第三者提供をしたり、受けたりしなければ、確認記録の義務はありません。
- 中小規模事業者の場合、頻繁に第三者提供をする、受ける、ということはありませんが、記録が煩雑な場合、義務を免れる例外的要件については、相談窓口、個人情報保護委員会、弁護士などに確認しましょう。

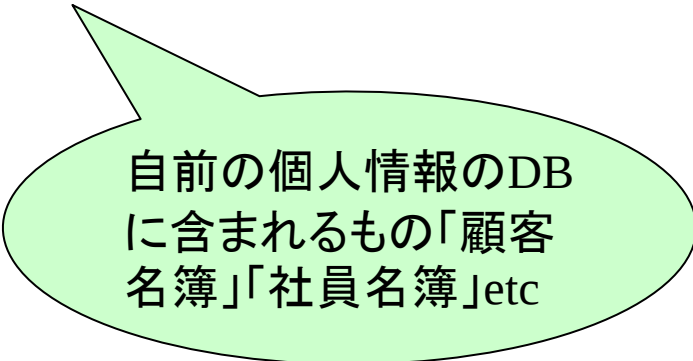
義務規定

⑥保有個人データに関する事項公表

保有個人データに関する事項公表

□ ウェブサイトで以下のことを公表しましょう

- 事業者の氏名・名称
- 保有個人データの利用目的
- 本人関与の手続き・手数料
- 苦情の申し出先
- 認定個人情報保護団体に入っている場合には、団体の名称等



自前の個人情報のDB
に含まれるもの「顧客
名簿」「社員名簿」etc

認定個人情報保護団体

- **認定個人情報保護団体**とは、取扱事業者の苦情処理を担当する業界団体で**個人情報保護委員会の認定**を受けたもの。
- 認定個人情報保護団体は、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、**個人情報保護指針を作成**するよう努める。

業界団体自主ガイドラインのこと
- 参加する際には、この個人情報保護指針を守ることを契約で義務付けられる。
- 様々な情報提供窓口である他、漏えい等の場合にも相談に乗ってくれる。

義務規定 ⑦本人関与

本人関与一開示、訂正等、利用停止等

□ 第28条(開示)

— 本人の求めがあれば、保有個人データを開示しなければなりません。

□ 第29条(訂正等)

— 事実でない場合、本人の求めに応じて訂正・削除・追加をしなければなりません。

□ 第30条(利用停止等)

— 違法に取得・取扱を受けた場合、本人の求めに応じて利用停止(停止・消去)をしなければなりません。

個人情報保護法と プライバシー

プライバシーと個人情報

□ プライバシー

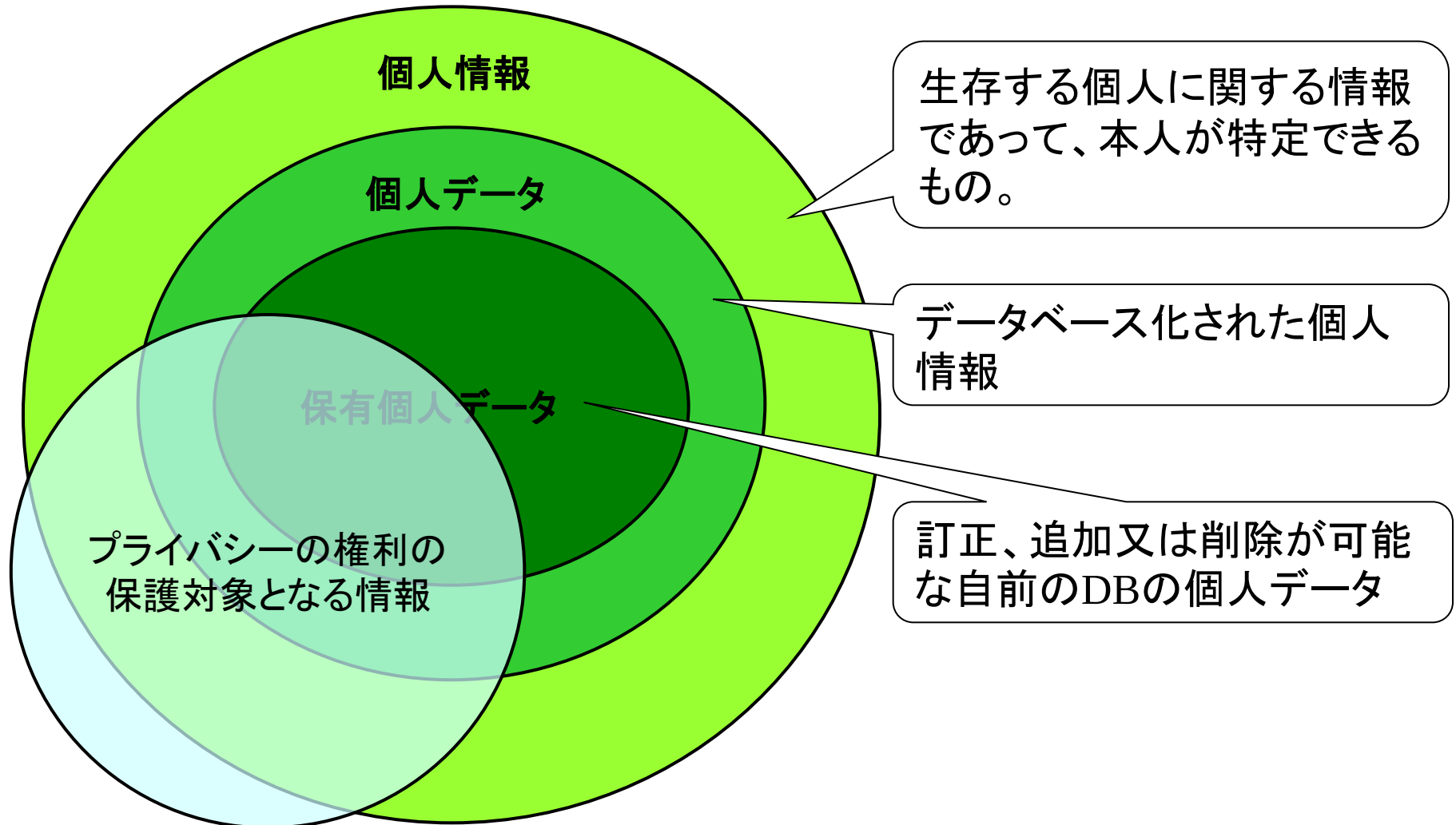
「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」

- ① 公表された事柄が私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある事柄であること(私事性)
- ② 一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められる事柄であること
- ③ 一般の人に未だ知られていない事柄であること(非公知性)
 - ☞ 裁判例の多くは、◆①～③かそのバリエーションと◆②だけに二分される

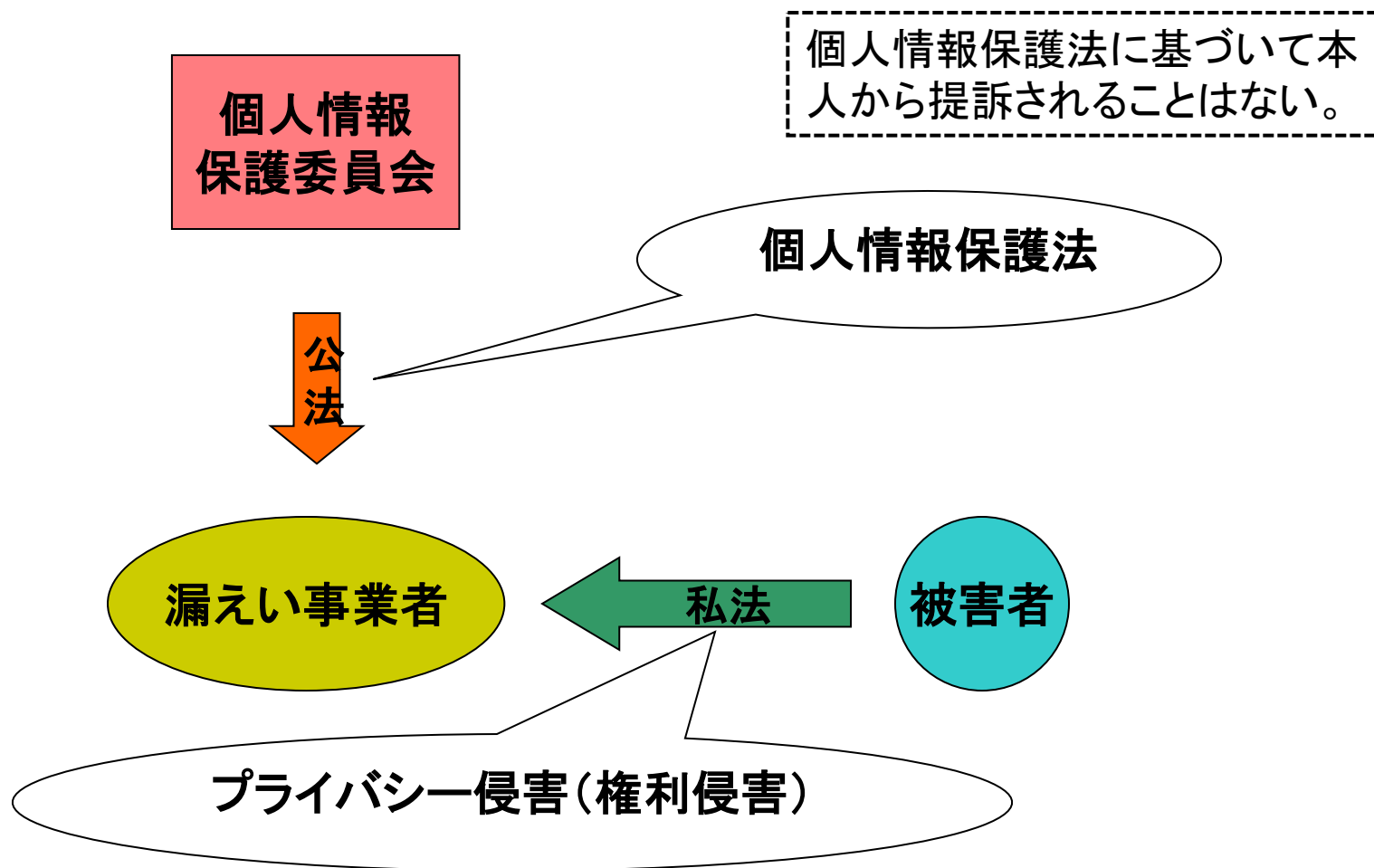
□ 個人情報

生存する個人に関する情報で、特定の個人が識別できるもの

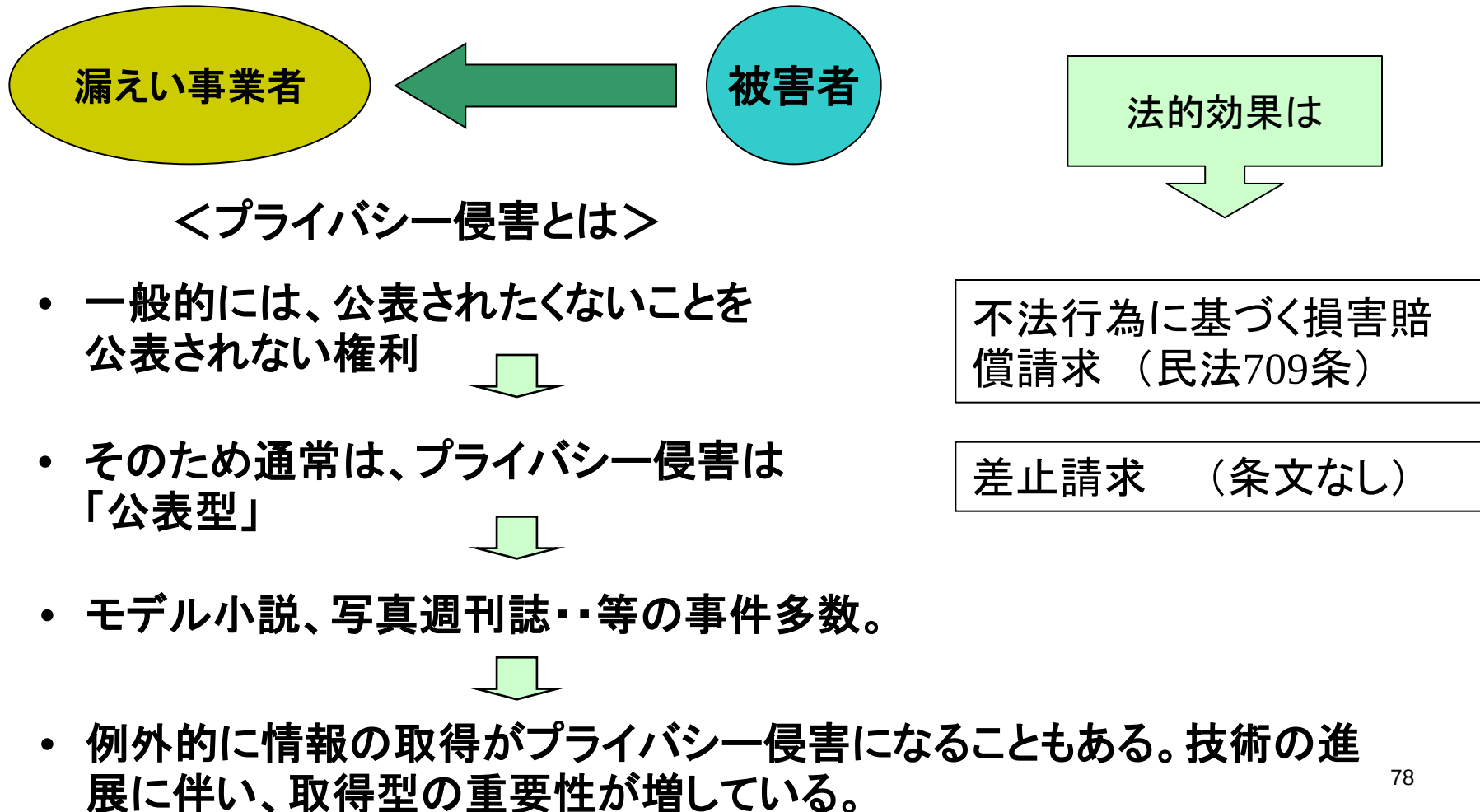
情報の集合として見た場合



ルールとして見た場合



プライバシー侵害



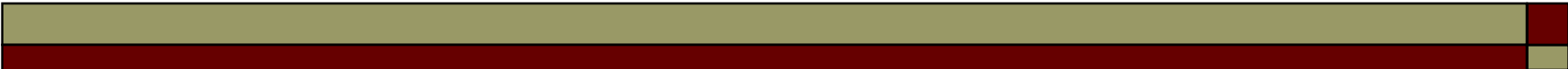
「取得型」の裁判例

私人による情報取得

- 会社による所持品検査
- コンビニの防犯カメラ
- 調査会社を通じた情報収集
- 従業員DBの作成

公権力による情報取得

- 在留外国人指紋押捺制度
- 捜査機関による写真・ビデオ撮影
- Nシステム
- 住基ネット



Q&A

Q

裁判所にかかっているプライバシー侵害の事件（公表型）で、一番数の多いメディアは何でしょう？

A

個人情報保護法はプライバシーを守っているか

- たとえ、公法と私法という性質の違いはあっても、プライバシーを守るものと考えるのが普通でしょう。しかし・・



- 第1条(目的)

この法律は、(中略)とともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。



- 法文には、プライバシーの言葉はなく、「権利利益」の説明としては、プライバシーを含むがそれに限られないとされています。
- また、プライバシーの用語を用いなかった理由としては、プライバシーの内容が多義的であり法文に適さない、などの説明がなされていますが・・

第三者提供の制限

23条

個人データ（個人情報をデータベース化した場合、そのデータベースを構成する個人情報）の提供



個人情報
取扱
事業者



本人の同意を得た場合

本人の同意を得なくても提供できる場合

法が定める例外規定に該当する場合 1項

- ①法令に基づく場合
- ②人の生命、身体又は財産の保護に必要で、同意を得ることが困難な場合
- ③公衆衛生・児童の健全育成に特に必要で、本人の同意を得ることが困難な場合
- ④国や地方公共団体又はその委託を受けた者に協力する場合であって、本人の同意を得ることにより事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

オプトアウト 2項

あらかじめ第三者提供することや、本人の求めに応じて提供を停止することなどを通知等している場合

「第三者」に該当しない場合 5項

- ①委託先への提供、②合併等に伴う提供、
- ③**グループによる共同利用**

第三者



プライバシーのまとめ

- 個人情報保護法は、プライバシー侵害を完全にはカバーしていません。
- プライバシー性、機微性の高い情報については、本人の同意のない取得や利用、第三者提供はしない方が安全です。
- 肖像権（みだりに姿を撮影されたり公開されたりしない権利）もプライバシーの特殊カテゴリとして、高い保護を受けています。勝手に顔や身体を撮影したり、公開したりしてはいけません。

復習 + 事前のご質問

事業者の義務のまとめ

赤字はH27改正

① 利用目的

利用目的を特定して通知公表。目的外利用する場合には同意を得ること。

② 適正取得

- 騙すなどの不適正な手段で個人情報取得しない。
- 要配慮個人情報取得する場合は同意を得ること

③ 安全管理措置

漏えい防止等のセキュリティをしっかりとすること。

④ 第三者提供

- 第三者提供する場合には、原則として同意を得ること(外国の場合に注意)。

⑤ 確認・記録義務

- 第三者提供をするとき(受けるとき)は、記録(確認して記録)を取る。

⑥ 保有個人データの事項公表

自前のデータベースについて利用目的を公表すること。

⑦ 本人関与

本人の開示請求、訂正の請求、違法に利用される場合の利用停止請求に応じること。

⑧ 匿名加工情報

匿名化して流通させる新たな仕組み

事前質問①

Q

同窓会の名簿管理で必ずやらなければいけないこと、やってはいけないことを知りたい。

A

個人情報保護委員会の資料でご説明します（自治会の名簿もまったく同じです）。

自治会・同窓会向け

会員名簿を作るときの注意事項 (個人情報保護法の改正に伴う対応について)



平成29年5月
個人情報保護委員会

個人情報を集める、保管するときのルール

ルール	会員名簿を作成して配布する場合
ステップ① 個人情報を集める前	
利用目的の特定 個人情報の利用目的をあらかじめ特定する。	「会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため」と利用目的を特定する必要があります。
ステップ② 本人から個人情報を集めるとき	
利用目的の通知・公表 本人から書面で個人情報を取得する場合には本人に対して利用目的を明示する。	個人情報を集める際に配布する用紙に、上記の利用目的を記載する必要があります。
ステップ③ 個人情報を保管しているとき	
安全管理措置 集めた個人情報の漏えい防止のために、適切な措置を講じる。	自治会や同窓会の事務局において盗難・紛失等のないよう適切に管理する必要があります。また、 <u>名簿の配布先の会員に対して、盗難や紛失、転売したりしないように注意を呼びかけることも重要です。</u>
保有する個人情報の訂正等 集めた個人情報の内容に誤りがあった場合に、訂正するための手続の方法等を本人の知り得る状態におき、請求に応じて訂正する。	ステップ②で配布する書面に訂正等に関する問合せ先等を記載し、本人から内容の訂正を求められたら、適切に対応する必要があります。

個人情報第三者に提供するときのルール

ルール	会員名簿を作成して配布する場合
本人の同意の取得 本人以外の者に個人情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。ただし、例えば、以下のような場合は、同意を得なくても提供できる。 1. 法令に基づく場合 2. 人の生命、財産を守る場合 3. 委託先に提供する場合	「名簿に掲載される会員に対して配布するため」と伝えたと任意で個人情報を提出してもらえば、同意を得たこととなります。また、以下の場合は同意を得なくても、会員以外に名簿を提供できます。 1. 警察からの照会 2. 災害発生時の安否確認 3. 会員名簿の印刷を業者に委託する場合で、印刷業者に名簿を提供する場合
提供に関する記録義務 提供先などを記録し一定期間保管する。	名簿に配布先の会員名等が記載されているため、名簿そのものを一定期間保管する必要があります。
委託先の監督 個人情報を委託先に提供する場合には、適切な監督を行う。	名簿の印刷を業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、 <u>個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要があります。</u> ◆委託先への確認方法の例◆ 情報の持ち出し禁止、委託された業務以外の利用禁止、返却・廃棄等の事項を記載した書面を渡す等 また、個人情報が適切に取り扱われているか委託先の状況を口頭等で確認することも大切です。

事前質問②

Q

個人商店での顧客リストの取り扱い方を教えて欲しい。必要な資格など教えて欲しい。

A

基本的には、同窓会名簿と同じです。まとめスライドで説明します。
資格は特に必要ではありません。

事前質問③

Q

個人情報とそうでないものの区別を説明してください。

A

特定の個人に紐づくすべての情報が個人情報です。住所や性別、所属団体など、特定の人を絞り込む作用のあるものだけでなく、購買履歴、ウェブの閲覧履歴、持ち物、話したこと等、すべてが個人情報になりえます。

事前質問④

Q

保護者で園児の写真を撮っていて、我が子のみにして欲しいと伝えても、これは個人情報保護にはあたらないと言い張り、理解してくれないので困っている。

A

顔の画像は、個人情報にあたります。

ただ、保護者が個人情報取扱事業者ではないことはありうるでしょう。

写真をみだりに撮影したり公開したりすると、肖像権侵害となり、損害賠償請求等を受けることがあります。

事前質問⑤

Q

18歳未満をブログやインスタに載せる際、保護者の許可は必要か？

A

保護者の許可なく、児童の写真を撮影したり公開したりすると、肖像権侵害として損害賠償請求等を受けることがあります。

事前質問⑥

Q

- ・PTA活動で収集した情報はどのように管理するのか？
- ・学校とは共有できるか？
- ・学校と共有したことにより、保護者から訴えられる可能性は？

A

- ・まとめスライドで説明します。
- ・学校に提供すると第三者提供になります。本人の同意をとるか、共同利用をつかうべきです。
- ・本人の同意をとっていれば、訴えられる可能性はありません。同意を得ないで共同利用を使った場合でも、機微性の高い情報ではないので、訴えられる可能性は低いでしょう。

事前質問⑦

Q

町内会の掲示板にお知らせ等を掲示する時の個人情報の注意点を教えてください。

A

掲示する際に、個人の氏名等個人情報が含まれる場合には、第三者提供となることがあります。

普通の人公開されたくないと感じるようなことを公開すると、プライバシー侵害になります。

事前質問⑧

Q

個人情報保護法に抵触した場合における、双方（被害者・加害者）の手續と対処方法を教えてほしい。

A

【被害者】

個人情報保護委員会に事業者の違反行為を申告してあっせんや対応勧告をしてもらうことができます。違法の程度が強い場合には、行政処分が行われます。具体的な損害が生じた場合、プライバシー侵害を理由として、損害賠償を求めることもできます。

【加害者】

違反の指摘を受けた場合には、委員会や認定個人情報保護団体に相談して、違反の事実を確認し、違反があれば是正すべきです。プライバシー侵害に基づく請求を受けた場合には、弁護士等に相談します。

事前質問⑨

Q

「個人情報保護委員会」の体制と機能を説明下さい。

A

- マイナンバーを所管する特定個人情報保護委員会を改組して、2016年の1月にできました。
- 個人情報保護法を一元的に所管しています（旧法では主務大臣）。
- 委員長1名、委員8名の合議制
- 公取や消費者委員会と同様に高い独立性をもっています。
- ガイドラインを策定し、相談ダイヤルも設置されています。

事前質問⑩

委員会Q&A

Q

障害福祉サービス事業者等において個人情報を取り扱う際に、留意すべきことはありますか。

A

障害福祉サービス事業者等においては、個人情報の取得や第三者提供、保有個人データに関する事項の公表等の段階に応じて、手話、点字等の方法により本人に対し、その利用目的を明示することや、ホームページへの音声データの掲載を行うこと、知的障害者等に対してあらかじめ必要な情報が本人の知り得る状態にあることを平易な表現を用いて説明すること等、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うことが望ましいと考えられます。

なお、障害福祉サービス事業者等以外の個人情報取扱事業者においても、これに準じた適切な配慮を行うことが望ましいと考えられます。

ご清聴ありがとうございました
